

資料 2 - 4

社会資本メンテナンス戦略小委員会緊急提言

本格的なメンテナンス時代に向けたインフラ政策の総合的な充実

～キックオフ「メンテナンス政策元年」～

平成25年1月

社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会

社会資本メンテナンス戦略小委員会

1. はじめに

我が国の社会資本ストックは、高度経済成長期などに集中的に整備され、今後急速に老朽化することが見込まれていることから、真に必要な社会資本整備とのバランスを取りながら、戦略的な維持管理・更新（関係する点検・診断、評価、計画・設計及び修繕等を含む。以下同じ）を行うことが課題となっている。このため、平成24年7月に国土交通大臣から社会資本整備審議会及び交通政策審議会に、「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」の諮問がなされ、それを受け、同年同月に社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会に設置された社会資本メンテナンス戦略小委員会（以下、「本委員会」と言う）で検討が進められてきたところである。本委員会においては、国民の生活、安全・安心、経済を支える重要な役割を担っている社会資本について、老朽化した施設の増加により支障が生じるリスクが増大していることから、その維持管理・更新にあたっては、これまでのように個々の現場において直面する様々な課題に着実に対応していくことはもちろんのこと、地方公共団体や民間事業者（多くの人や貨物に利用される交通施設等を管理する民間事業者をいう。以下同じ）も含めた全ての社会資本の管理者共通の重要施策として、必要な技術力、マネジメント力、人材力を備えてその実施に万全を期すべきであるとの認識の下、そのために必要となる措置等について議論を進めている。

一方、平成24年12月2日に中央自動車道笹子トンネル事故が発生した。この事故では、9名の方が亡くなられ、2名の方が負傷されるという大惨事であった。事故以降、国民は社会資本の安全性に不安を抱いている。

既に国土交通省においては、同構造トンネルの点検やトンネル内の附属物の点検等が行われるとともに、「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」を設置して事故の原因究明や再発防止に向けた取組が講じられている。更に、「国民の命を守る」観点から、社会資本の戦略的な維持管理・更新を推進するため、国土交通大臣を議長とした、「社会資本の老朽化対策会議」が設置され、必要な施策の検討や、着実な実施に向けた取組が行われている。また、平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（以下、「緊急経済対策」という）では、事前防災・減災のための国土強靱化の推進のためのインフラ老朽化対策として、社会インフラの総点検を速やかに実施し、緊急的な補修など必要な対策を講ずることや、今後の老朽化に備えた社会資本の計画的かつ戦略的な維持管理・更新を推進することが盛り込まれている。

社会資本の維持管理・更新のあり方を俯瞰的・横断的に調査・審議している本委員会としても、今般の事故を契機に、これまでの本委員会での議論等を踏まえつつ、社会資本の安全性に対する信頼を確保するために国土交通省等が講ずべき維持管理・更新の当面の取組等について緊急的に提言することを目的として、本提言を行うこととした。

2. 緊急提言事項

社会資本の安全性に対する信頼を確保するため、本年を社会資本全般に関する本格的なメンテナンス時代に向けたインフラ政策の総合的な充実が図られ、「メンテナンス政策元年」と呼べるよう、社会資本の管理者は、「インフラの健全性診断のための総点検」等を緊急的に実施するとともに、社会資本の点検・診断等に関する考え方と仕事の仕組みの改善を図るべく、戦略的な維持管理・更新に向けた取組の推進が必要である。

ついては、以下に記す諸方策について、①～⑤については直ちに、⑥～⑩については実施が可能なものから可及的速やかに着手すべきであり、国土交通省がリーダーシップを取って地方公共団体や民間事業者とも連携し、その実施を推進すべきである。

① 「インフラの健全性診断のための総点検」等の緊急実施

社会資本の健全性等についての実情を明らかにするため、既に実施されている緊急的な点検・診断の取組に引き続き、地方公共団体や民間事業者等が管理するものも含めた全ての社会資本の分野・組織を対象とした、施設の健全性等、安全性に関する点検・診断を速やかに実施すべきである。(以下、本点検・診断を「インフラ総点検」という。)

インフラ総点検の対象施設については、全ての施設とするには膨大な時間と予算を要することから、命に関わる重大な事故につながる恐れのある施設（またはその附属物等）や、社会資本の各分野や施設の特性に応じて、築年数、社会的影響度、過去の点検実績等の観点から、早期に実施することが必要と認められるものに対して行うべきである。

インフラ総点検の実施にあたっては、点検・診断に要する期間、技術的な確実性、及び現状の点検・診断の実施状況等を考慮し、必要に応じて、臨時的な点検・診断の追加、新たな点検・診断項目の追加、及び点検・診断の高度化等の取組を効率的かつ効果的に推進すべきである。また、必要に応じて、主たる部分だけでなく附属物等も含めて点検・診断を行うことが重要である。

インフラ総点検の結果、安全性に問題が認められたもの等、緊急的な対策が必要となっている施設については、補修等の必要な対策を速やかに講ずるべきである。

更に、インフラ総点検の対象施設ばかりでなく、全ての社会資本について、定期的な点検・診断において施設の健全性等を正しく把握できるよう、全数点検のための必要な取組を計画的・継続的に実施すべきである。

② インフラの健全性等に関するカルテの整備

インフラ総点検の実施結果については、管理者がこれを記録するとともに、戦略的な維持管理・更新に活用するため、これらの情報等も含めた施設の健全性等に関するカルテ（仮称）の整備の充実を推進すべきである。

③ インフラの健全性等の国民への公表

社会資本の健全性等の状況や、維持管理・更新の重要性が国民に対してよく理解されるよう、インフラ総点検の実施結果等について、国民への公表を行うべきである。

④ 長期的視点に立った維持管理・更新計画の策定

維持管理・更新は長期的視点に立って計画的に取り組むことが重要であり、インフラ総点検の実施結果を踏まえ、施設の長寿命化等のための維持管理・更新に係る中長期的な計画等（以下、「長寿命化計画等」という）の策定や見直しを推進すべきである。

⑤ 地方公共団体等への支援

インフラ総点検とそれを踏まえた必要な取組等は、管理者が主体的に実施する性質のものであるが、特に地方公共団体等の現下の厳しい状況等を踏まえ、国は地方公共団体や民間事業者に対する十分な財政的支援及び技術的支援に努めるべきである。

⑥ 維持管理・更新をシステマチックに行うための実施プロセスの再構築

維持管理・更新を一定の水準を確保しつつ、合理的かつシステマチック（体系的・規則的）に行うため、点検・診断、評価、計画・設計、修繕等の一連の業務実施プロセスをPDCAサイクルとして実施するとともに、情報、予算、組織・制度・人材、及び技術開発とも結びつけた維持管理・更新に係る施策体系の構築を推進する。また、各実施プロセスに関する基準・マニュアル等（以下、「基準等」という）の整備や見直しを推進すべきであり、その実施にあたっては、必要に応じて、当該基準等が規定している調査・診断の方法、対象、項目、頻度、体制等についてのレビューを踏まえて実施すべきである。これにより、維持管理・更新の実施プロセスの再構築を進めるべきである。

⑦ 維持管理・更新に係る情報の収集・蓄積

維持管理・更新を着実に実施するための第一歩として、まずは施設に関する情報を正しく把握することが重要であり、このため、インフラ総点検の実施結果に限らず、全ての組織・分野における基礎データも含めた維持管理・更新のための必要な情報について、継続的な収集・蓄積とその活用のための仕組みづくりの整備を推進すべきである。

⑧ 維持管理・更新に係る予算の確保

維持管理・更新を長寿命化計画等に従い計画的に進めていくため、国は自ら管理する施設に関して必要な予算の確保に努めるとともに、地方公共団体や民間事業者が必要な予算を確保できるよう支援に努めるべきである。

⑨ 組織・制度の変革と人材育成

維持管理・更新に軸足を置いた組織・制度への変革、各分野や施設の特性に応じた維持管理・更新を着実に実践させるための体制づくり、維持管理・更新に係る入札・契約制度の改善、組織や分野を超えた連携、維持管理・更新に係る人材育成、及び点検技術者の能力向上等、維持管理・更新に係る実効性のある体制や制度の充実を推進すべきである。

⑩ 効率的・効果的な維持管理・更新のための技術開発の推進

効率的・効果的な維持管理・更新のための技術開発を推進し、その成果を基準等に反映させるとともに、新技術の導入、研究機関の充実、学会等との連携、ICT技術の活用（ICTをベースにした高度なモニタリング等）及び技術開発のための試行的実施を行うフィールドとしての社会資本の活用等、民間等とも連携しながら、国が中心となって技術開発等を推進すべきである。

3. おわりに

本委員会としては、上記事項を強く提言するものであるが、今後も引き続き、維持管理・更新のあり方について議論を進め、中間的な取りまとめや最終とりまとめとして公表する予定である。

インフラ総点検の実施や様々な見直しなど、本提言に基づき実施される取組は、今後の社会資本の維持管理・更新に引き継がれていくものとして、事後保全から予防保全への一層の移行などを含めて一過性の対策とならないよう、全体を見直し、着実に行う必要がある。なお、本提言は、主に既存の社会資本の維持管理・更新に対して取り組むべき事項を示したものであるが、施設の新設にあたっては、将来的な維持管理・更新に配慮した計画や設計を行う必要がある。また、他省庁とも連携し、本提言の内容が他省庁の所管する社会資本分野においても実行されることを期待する。

本提言が尊重され、必要な諸施策が行われることにより、社会資本の安全性に対する信頼が確保されることを期待する。

社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会
社会資本メンテナンス戦略小委員会 委員名簿

秋山 充良	早稲田大学創造理工学部教授
◎ 家田 仁	東京大学大学院工学系研究科教授
井出多加子	成蹊大学経済学部教授
小澤 一雅	東京大学大学院工学系研究科教授
黒川 行治	慶應義塾大学商学部教授
黒田 勝彦	神戸大学名誉教授
小浦 久子	大阪大学大学院工学研究科准教授
輿石 逸樹	東日本旅客鉄道株式会社鉄道事業本部担当部長
小林 潔司	京都大学経営管理大学院・経営研究センター長・教授
佐々木栄一	東京工業大学大学院理工学研究科准教授
滝沢 智	東京大学大学院工学系研究科教授
根本 祐二	東洋大学大学院経済学研究科教授
福岡 捷二	中央大学研究開発機構教授
南 一誠	芝浦工業大学工学部教授
山田 知子	比治山大学現代文化学部准教授

(五十音順、敬称略)

(◎委員長)

社会資本整備審議会・交通政策審議会の組織図



④社会資本メンテナンス戦略小委員会の各分野における取組との関係(イメージ)

《社会資本メンテナンス戦略小委員会》

社会資本の維持管理・更新費用の将来推計や今後の維持管理・更新のあり方などについて、**分野横断的な比較・整理、俯瞰的な視点からの検討**を行う。

実態把握、将来推計

各施設の実態を把握し、施設ごとの維持管理・更新費用の推計手法について確認するとともに、課題を整理。

技術レビュー・開発の方向性

分野横断的に日本のインフラの維持管理を支えてきた技術をレビューするとともに技術開発の方向性を検討。

維持管理・更新のあり方

地域や社会の構造変化、民間の知恵、人材、資金等の活用等を踏まえつつ、技術的な視点から検討。

《道路分野》
 国道(国管理)の維持管理等に関する検討会

維持管理基準の導入に対する評価

路線の位置づけ等を踏まえたサービス目標の設定

国道(国管理)の目指すべき維持管理の水準や体制

維持修繕・更新費の将来推計 等

《河川分野》
 安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方検討小委員会

河川や河川管理施設の規模や重要度に応じた所要の機能の確保

一層の効率的・計画的な管理や新たな技術開発

幅広い主体との連携

循環型社会の構築への寄与 等

《港湾分野》
 交通政策審議会港湾分科会
 安全・維持管理部会
 (平成17年5～12月)

安全で経済的な港湾施設の整備・維持管理システムのあり方について(平成17年12月答申)

▽

技術基準省令改正及び維持告示制定により、維持管理計画等の策定と同計画に基づく適正な維持を規定。
 (平成19年4月施行)

